

## かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ観光連携エリア内の周遊を促進するため、推進組織等が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) かながわ観光連携エリア

別表1に掲げる自治体で構成されるエリア

(2) 推進組織

かながわ観光連携エリアを構成する市町村、その他民間事業者等からなり、観光戦略の策定、事業推進に係る調整、進捗管理・検証など、かながわ観光連携エリアの観光振興の推進について協議を行う組織

(3) 観光戦略

かながわ観光連携エリアが、将来的に国内外から多くの観光客を集める、魅力ある観光地域となるための共通指針であり、エリアとしての将来像やブランディング、取組の方向性などについて取りまとめた戦略

### (補助の対象者)

第3条 補助の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 推進組織

(2) かながわ観光連携エリアを構成する市町村

(3) 推進組織に属する法人格を有する民間事業者・団体等

(4) 推進組織が事業を実施することを承認した法人格を有する民間事業者・団体等

(5) 推進組織に属する法人格を有しない権利能力なき社団（団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続しその組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理団体としての主要な点が確定していること。）

(6) 推進組織が事業を実施することを承認した法人格を有しない権利能力なき社団（団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続しその組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理団体としての主要な点が確定していること。）

2 前項第2号から第6号までに規定する者で、補助金の交付を受けようとする者は、推進組織に事業実施主体として承認を受けなければならない。

### (補助の対象とする事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、観光戦略に位置付けられた事

業で、かつ次条に定める補助対象経費が1事業あたり300千円以上の事業とする。

(補助の対象とする経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費とし、別表2に定める経費を除いたものとする。

なお、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、補助対象経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に、補助率3分の1を乗じた額を限度とする。ただし、次の各号をすべて満たす事業については、補助率2分の1を乗じた額を限度とすることができる。

- (1) 1事業当たりの補助対象経費から国庫支出金等の特定財源を控除した額が5,000千円以下の事業であること
- (2) 前号の事業の合計額が1エリア当たり30,000千円以下であること
- 2 前項に規定する補助額は1エリア当たり50,000千円を上限とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、補助事業ごとにその端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第7条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割

合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第8条 規則第3条第1項の規定によるかながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に通知する。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、別表3に定めるとおりとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定及び通知）

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、不交付を決定したときは、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付条件）

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
  - ア 補助事業の内容の変更にあつては、補助事業の範囲等から逸脱しない範囲である場合
  - イ 補助事業の経費の配分の変更にあつては、補助対象経費の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額の増額を伴わない場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する県の会計年度の3月31日までとする。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第11条 前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金変更承認・交付申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由を記載し、根拠となる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認めるときには、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金変更承認・交付決定通知書(第5号様式)により、適当であると認めなかったときには、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金変更不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(中止、廃止の承認)

第12条 第10条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金中止・廃止承認申請書(第7号様式)に中止、廃止の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止、廃止が適当であると認めるときは、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第13条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告及び調査)

第14条 知事は、必要に応じて補助対象者から、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金事業実施状況報告書(第9号様式)等により補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセン

トの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### (実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金実績報告書（第10号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定及び支払)

第18条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 知事は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金確定通知書（第11号様式）により確定額を通知するものとする。
- 3 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払ができる。
- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金概算払依頼書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (財産の管理)

第20条 補助対象者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」と

いう。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
1 件の取得価格又は効用の増加額が単価50万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の取得財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が10年を超えるときは10年）

- 2 補助対象者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金財産処分承認申請書（第14号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第22条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助対象者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第23条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

(届出事項)

第24条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 補助対象者の所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 補助対象者が合併又は解散したとき。

(暴力団排除)

第25条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に

規定する暴力団員

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

三浦半島エリア	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
県央やまなみエリア	厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村
湘南西エリア	平塚市、小田原市、大磯町、二宮町

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象とならないもの	
1	申請団体の人件費及び旅費（ただし、第 3 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する補助対象者が、事業を立ち上げるために必要な人件費及び旅費は、別に定めるところにより、補助の対象とする。）
2	事業に係らない物品の購入
3	貸付金又は保証金
4	基金の積立金
5	用地取得に係る経費
6	金融機関への振込手数料
7	継続費及び債務負担行為
8	専ら地域住民の利用に供される施設の整備費等
9	既存施設の維持管理費
10	その他補助金の目的に資さない経費

別表 3 (第 8 条関係)

補助対象者	補助金交付申請書添付書類
共通	1 事業計画書（第 1 号様式（別紙 1）） 2 仕様書等事業や成果物の概要が分かるもの 3 収支予算書及び経費の算定根拠（見積書の写し等） 4 その他知事が必要と認める書類 [以下、ハード事業の場合] 5 施設内整備の場合、整備箇所が分かる図面 6 整備施設等の所在地が分かる位置図 7 整備前の写真（建物の場合外観、内観）

地方公共団体以外	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款</li> <li>2 商業・法人登記の全部事項証明書（履歴事項全部事項証明書）</li> <li>3 役員等氏名一覧表（第1号様式（別紙2））</li> <li>4 補助金振込先指定届（第1号様式（別紙3））</li> <li>5 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し</li> <li>6 推進組織に事業実施主体として承認を受けたことがわかる資料</li> </ol>
概算払を希望する場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 概算払依頼書（第12号様式）</li> <li>2 推進組織に概算払いの承認を受けたことがわかる資料</li> </ol>

別表4（第17条関係）

実施事業	補助金実績報告書添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支決算書及び補助対象経費の算定根拠（見積書、契約書等の写し）</li> <li>2 補助事業に係る支出を証する書類（請求書、領収書（証）、金融機関の受付印のある振込用紙等）の写し</li> </ol>
ソフト事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施者による実施結果報告書等、事業の内容・成果がわかるもの（写し可）</li> <li>2 成果品 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印刷物を作成した場合原本1部</li> <li>(2) 観光アプリ、観光ウェブサイトの作成等を行った場合には主な画面を印刷したもの</li> <li>(3) 現物を提供できないもの場合は写真</li> </ol> </li> <li>3 成果品の受け渡しを証する書類（写）</li> <li>4 その他知事が必要と認める書類</li> </ol>
ハード事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事業者からの工事の完了に係る書類（又は検査済証）の写し</li> <li>2 整備後の写真（建物の場合外観、内観）</li> <li>3 その他知事が必要と認める書類</li> </ol>

※ 1つの補助対象事業でソフト事業、ハード事業双方を実施している場合には別表4に記載のすべての書類を提出すること。

第1号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（第 号）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付申請書

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金事業について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

金 円

2 交付申請額算出方法

別紙1「事業計画書」のとおり

3 補助事業の経費配分及び経費の使用方法

別紙1「事業計画書」のとおり

問合せ先

第1号様式（別紙1）

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金 事業計画書

1 事業の名称		
2 実施主体		
3 事業の目的		
4 事業の内容		
<p>※ 観光戦略上の位置付けについて明記すること。                  ※ 別途仕様書等の事業概要が分かるもの及びハード事業の場合、図面、位置図、写真を添付すること。</p>		
5 事業の着手及び完了の予定期日		
着手予定日 令和 年 月 日 (※1)		
完了予定日 令和 年 月 日 (※2)		
<p>(※1)実施事業者との契約予定日（複数事業者と契約する場合いずれか早い日）とする。                  (※2)申請年度終了の日を超えて指定することはできない。</p>		
6 見積額		
※ 積算の根拠となる見積書等の写しを添付すること。		
7 交付申請額の算出方法		
補助対象経費		円
		円
		円
	計 (A)	円
補助対象外経費		円
		円
		円
	計 (B)	円
特定財源 ※利益含む		円
		円
	計 (C)	円
総事業費 (A+B)		円
いずれかに○	1 / 2 枠 <b>【(A-C) × 1 / 2】</b>	円
	1 / 3 枠 <b>【(A-C) × 1 / 3】</b>	円
8 資金負担計算		
総事業費 (a+b+c)		円
自己資金 (a)		円

県補助金 (b)		円
その他 (c)		円
9 経費の配分及び経費の使用方法		
10 事業の工程		

※補助事業ごとに作成すること。

※申請者が地方公共団体以外の場合は、別紙2～3を提出すること。

第1号様式（別紙2）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別 (男・ 女)	住所
代表者		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		
		大昭平令		

記載されたすべての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

所在地  
申請者名  
代表者職・氏名

第1号様式（別紙3）

補助金振込先指定届

金融機関名							銀行 組合 金庫
店名							本店 支店 出張所
預金種別	普通	当座	その他 ( )	口座番号			
(フリガナ)							
口座名義人							

※ 補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

※ 別途、補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを添付してください。

第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 ○○○○  
(公 印 省 略)

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け（第 号）で申請のありました令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

円

2 補助条件

(以下略)

問合せ先

第3号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 ○○○○  
(公 印 省 略)

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付け（第 号）で申請のありました令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

（ 問合せ先 ）

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金変更承認・交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額（変更後）  
金 円
- 2 交付申請額の算出方法  
別紙のとおり

問合せ先

第4号様式（別紙）

1 事業の名称					
2 変更の内容					
事業の内容		変更前	変更後		
3 変更の理由					
4 交付申請額（変更後）の算出方法					
補助対象経費			円		
			円		
			円		
			円		
	計（A）		円		
補助対象外経費			円		
			円		
			円		
			円		
	計（B）		円		
特定財源 ※利益含む			円		
			円		
	計（C）		円		
総事業費（A+B）			円		
いずれかに○	1 / 2 枠 <b>【(A-C) × 1 / 2】</b>		円		
	1 / 3 枠 <b>【(A-C) × 1 / 3】</b>		円		
5 交付申請額（変更後）の内訳					
区分		変更前	変更後	増減額	
補助 対象 経費			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
	計（A）		円	円	円
補助 対			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円

象 外 経 費			円	円	円
			円	円	円
	計 (B)		円	円	円
特 定 財 源			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
	計 (C)		円	円	円
総事業費 (A+B)			円	円	円
いずれかに○		1 / 2 枠	円	円	円
		1 / 3 枠	円	円	円

※ 別途、交付申請額の算定根拠を添付すること。

※ 変更のあった補助事業ごとに作成すること。

第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 ○○○○  
(公 印 省 略)

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金変更承認・交付決定通知書

令和 年 月 日付け（第 号）で申請のありました令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金額           | 円 |
| 既決定額             | 円 |
| 今回変更（追加・減額）交付決定額 | 円 |
- 2 補助条件  
(以下略)

問合せ先

第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 ○○○○  
(公 印 省 略)

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金変更不承認通知書

令和 年 月 日付け（第 号）で申請のありました令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

問合せ先

（第 号）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので、申請します。

1 補助事業の名称

2 中止・廃止の内容

3 中止・廃止の理由

問合せ先

第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 ○○○○  
(公 印 省 略)

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金中止・廃止承認  
及び交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け（第 号）で中止・廃止承認申請のありました令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

（ 問合せ先 ）

（第 号）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る補助事業の令和 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

問合せ先

（第 号）  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地  
申請者名  
代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る補助事業の実績について、次のとおり報告します。

1 実施結果

別紙のとおり

2 補助事業の実績

(1) 交付決定額	円
(2) 概算払を受けた額	円
(3) 実績額	円
(4) 不用・不足額	円

3 実績額の内訳

別紙のとおり

4 補助事業の着手日及び完了日

別紙のとおり

（ 問合せ先 ）

第10号様式（別紙）

1 事業の名称			
2 実施結果・内容			
※ 別途、成果物等を証するもの、写真を添付すること。			
3 事業の着手日及び完了日			
着手日 令和 年 月 日（※1）			
完了日 令和 年 月 日（※2）			
（※1）実施事業者との契約日（複数事業者と契約した場合いずれか早い日）とする。			
（※2）原則として申請年度終了の日を超えることはできない。			
4 実績額の内訳			
		費用の内容	費用
補助対象経費			円
			円
			円
		計（A）	円
補助対象外経費			円
			円
			円
		計（B）	円
特定財源 ※利益含む			円
			円
		計（C）	円
		総事業費（A+B）	円
いずれかに○		1/2 枠 【(A-C) × 1/2】	円
		1/3 枠 【(A-C) × 1/3】	円
※ 別途、経費の算定根拠、支出を証する書類（見積書、契約書、請求書、領収書（証） 、金融機関の受付印のある振込用紙等の写し）を添付すること。			
5 資金負担計算			
総事業費（a+b+c）			円
自己資金（a）			円
県補助金（b）			円
その他（c）			円
6 取得財産			
1 件の取得価格又は 効用の増加額が単価 50 万円（消費税及び地 方消費税を除く。）以 上の取得財産	財産名	1 件あたりの取得価格 又は効用の増加額	数量
		円	
		円	
		円	
※ 取得財産の概要がわかる資料（任意形式）を添付すること。ただし、他の添付書類 等で取得財産の概要が確認できる場合は、添付を省略することができる。			

※補助事業ごとに作成すること。

第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 ○○○○  
(公 印 省 略)

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付決定通知により交付決定した補助金については、令和 年 月 日付け（第 号）で提出された令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金実績報告書に基づき次のとおり確定したので、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

補助金確定額 円

問合せ先

（第 号）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金概算払依頼書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携  
エリア推進事業費補助金事業について、下記により概算払を依頼します。

記

1 補助事業の名称

2 概算交付希望額 円

3 概算払を必要とする理由

--

4 支出計画

（単位：円）

補助事業者名	交付決定通知年月日	交付決定通知額	概算払年月日 （予定）	概算払金額 （予定）
計				

問合せ先

（第 号）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携エリア  
推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                           |      |        |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額               | 金    | 円      |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）      | 有    | ・ 無    |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要）        |      |        |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）    | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）     |      |        |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金    | 円      |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  | 金    | 円      |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金    | 円      |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

問合せ先

（第 号）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名

代表者職・氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る事業により取得等した財産について、次の理由により処分を行うため、承認を受けたく申請します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 処分の理由

問合せ先

## かながわ観光連携エリア推進事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象とする経費)

第2条 要綱第5条に定める補助の対象とする経費は、補助事業を実施するために必要な経費から要綱別表2に定める経費を除いたものとし、次に掲げる事業に要する経費は、その内容によって適否を審査し、要綱第2条第1号に定めるかながわ観光連携エリア内の周遊を促進する事業として、適当と認められる場合は補助の対象とする。

ア 既存施設の改修等

イ 当該補助金の申請団体において、補助金を申請する以前から実施している事業

ウ 催事

エ 市町村が独自に実施する補助金・交付金

オ 当該補助金以外の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業

2 要綱別表2に定める事業を立ち上げるために必要な人件費及び旅費については、次に掲げる事業に必要なものに限り、補助対象経費の3割以内を上限に補助の対象とする。

ア 観光コンテンツ等の企画開発

イ 造成した観光コンテンツに関するモニターツアー等の実施

ウ モニターツアー等を踏まえた観光コンテンツの改善

エ ガイドの育成

オ 効果測定に必要な調査

カ その他アからオに掲げる事業に準ずるもの

### (補助事業の実施期間)

第3条 要綱第10条第3号に定める補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する県の会計年度の3月31日までとし、原則、補助金の交付決定前に事業着手（契約を含む）してはならない。

2 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならない真にやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ知事に対し、その理由を記載したかながわ観光連携エリア推進事業費補助金事前着手届（第1号様式）を提出するものとする。なお、会計年度を跨いだ事業着手はできない。

### (実績報告)

第4条 知事は、要綱第17条に定める実績報告書の確認にあたり、必要と認めるときは現

地調査を行うものとする。

(財産の管理)

第5条 要綱第20条に定める取得財産等管理台帳には、財産名、規格、数量、単価、金額、取得年月日、処分制限期間、保管場所、補助率を含むこと。

(財産の処分の制限)

第6条 補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）第17条及び要綱第21条の規定に基づく財産処分及びその承認基準等は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る財産処分等の取扱要領に定める。

(その他)

第7条 補助対象者は、観光戦略に基づき責任を持って事業の進行管理を行うこと。

2 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地  
氏名又は名称  
代表者職氏名

令和 年度かながわ観光連携エリア推進事業費補助金事前着手届

かながわ観光連携エリア推進事業費補助金実施要領第3条の規定に基づき、下記事業について、次の理由により補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

- 1 事前着手する事業の名称
- 2 事業実施主体
- 3 事業の内容
- 4 事前着手が必要な理由
- 5 事業着手年月日及び事業完了予定年月日  
令和 年 月 日～令和 年 月 日

問合せ先

## かながわ観光連携エリア推進事業費補助金に係る財産処分等の取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）の規定に基づき財産処分及びその承認基準等について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、規則及び交付要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 処分制限財産

補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産であって、交付要綱で規定する財産の種類ごとに知事が定める期間を経過していないもの

#### (2) 残存簿価

減価償却後の額

#### (3) 補助率

補助対象経費（取得価額）に対する補助金交付額の割合

#### (4) 財産処分の区分

ア 目的外使用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない補助目的以外の使用

イ 譲渡：処分制限財産の所有者の変更

ウ 交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換

エ 貸付：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更

オ 担保権設定：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定

カ 取壊し：処分制限財産の使用を止め、取り壊し

キ 廃棄：処分制限財産の使用を止め、廃棄処分

ク 移転：処分制限財産の他の事業所等への移設、他の事業所等での使用

### (処分制限財産の処分の申請)

第3条 補助事業者が処分制限財産を処分する場合は、交付要綱第21条第2項に規定するかながわ観光連携エリア推進事業費補助金財産処分承認申請書（第14号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、災害等やむを得ない場合は事後の承認申請を認めるものとする。

### (財産処分承認の条件)

第4条 知事は、前条の承認をする場合、第7条に定める財産処分に係る返還金を県に納付

する旨の条件を付すものとする。また、その他必要に応じた条件を付することができるものとする。ただし、担保権設定については、知事が適当であると認めた場合に限り承認し、抵当権その他担保権が実行に移される際に財産処分に係る返還金を県に納付する条件を付すものとする。

- 2 知事が適当と認める場合は、県への納付に代えて、又は納付と併せて、処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は交付要綱に基づき、再度知事の承認を受ける旨の条件（以下、「再処分条件」という。）を付することができるものとする。

（承認後の変更）

第5条 第3条の知事の承認を受けた後、補助事業者が当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて第3条の知事の承認を受けなければならない。

（再処分条件付財産の処分承認の手続き）

第6条 補助事業者等（譲渡により所有者に変更があった場合は、財産処分後の所有者）が再処分条件付財産の処分を行う場合は、処分制限期間を経過していない当該財産については、この要領に基づき同様の手続きを行うものとする。この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

（財産処分に係る返還金等）

第7条 補助事業者は、第3条の知事の承認を受けて財産処分を行った場合（担保権設定については、担保権が実行された場合）、第10条の返還免除の特例に定める処分事由に該当する場合を除き、知事が発行する納入通知書等により、指定された期限までに財産処分に係る返還金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の納入通知書等の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（財産処分に係る返還金の額の算定）

第8条 前条第1項の財産処分に係る返還金の額については、次表の区分ごとに算定した財産処分返還額を合算した額とし、補助金交付額を上限とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

区分		財産処分返還額
目的外使用		目的外使用開始時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
譲渡	有償	譲渡額又は所有権移転時点での残存簿価のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額

	無償	所有権移転時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
交換		交換時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
貸付	有償	貸付額又は貸付開始時点での残存簿価のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額
	無償	貸付時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
取壊し		取壊し時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
廃棄		廃棄時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
移転		他の事業所等への移設時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額

2 財産処分における残存簿価等は次に定める方法により算定する。

$$(1) \text{ 残存簿価} = \text{取得価額 (補助対象経費)} - \text{減価償却額}$$

$$(2) \text{ 減価償却額} = \text{取得価額 (補助対象経費)} \times \text{償却率} \times \text{経過月数} \div 12 \text{ 月}$$

$$(3) \text{ 補助率} = \text{補助金交付額} / \text{補助対象経費}$$

3 前項の取得価額には、原則として、処分制限財産を事業の用に供するために直接要した備品、工事等の費用や、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等その処分制限財産の購入に要した費用といった付随費用（以下「付随費用」という。）も含まれる。

4 第2項第2号における経過月数は、処分制限財産を取得等した日（取得であれば納品日、効用の増加であれば増加が完了した日（工事であれば工事完了日））から財産処分をした日までとし、月単位で算出する。なお、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

5 担保権が実行された場合の財産処分に係る返還金の額は、第1項における譲渡（有償）の場合と同じ額とする。

（財産処分に該当しない事例）

第9条 次に掲げる事例については財産処分に該当せず、第3条に定める手続きを経ることを要しないこととする。

(1) 所有権が初めから補助事業者に帰属しない財産を処分する場合

(2) 一時使用の場合（業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に目的外使用する場合、又は処分制限財産（施設に限る。）の一部（施設延べ床面積の概ね 10%を超えない範囲。ただし、150 平方メートルを上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合その他当該目的外使用が極めて軽微である場合。）

(3) 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

（返還免除の特例）

第10条 財産処分のうち次表に掲げる区分ごとに定める処分事由に該当すると知事が認め  
た場合は、財産処分に係る返還金を免除することができる。免除を受けようとする補助事  
業者は、第3条に基づく承認申請を行う際に次表に掲げる証明書類及びその他必要に応  
じて求める書類を添付するものとする。

区分	処分事由	証明書類	備考
譲渡	補助事業者（個人事業主）が法人化	・補助事業の承継に係る誓約書 ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ・法人設立（開設）届出書（「設立の形態」が1であるもの）	事業者の同一性が確認できる場合に限るただし、医療法人化する場合を除く
	補助事業者（法人）が個人事業主化	・補助事業の承継に係る誓約書 ・個人事業開業届出書	
	補助事業者（個人事業主）の死亡、又はこれに類する事情に起因した相続	・補助事業の承継に係る誓約書 ・相続者の個人事業開業届出書 ・被相続者の死亡届又は住民票除票	相続者が補助事業を継続する場合に限る（相続後に事業貸付、事業譲渡する場合を除く）
	補助事業者（法人）の合併（吸収合併含む）	・補助事業の承継に係る誓約書 ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ・法人設立（開設）届出書（「設立の形態」が2であるもの）	合併後の法人が補助事業を継続する場合に限る
交換	処分制限財産の不具合、リコール等	・不具合、リコール等を証明する書類 ・交換したことを証明する書類（交換後に提出） ・交換する設備が処分制限財産と同等以上の性能等を有することを証明又は確認する書類	交換する設備が処分制限財産と同等以上の性能等を有すること
取壊し・廃棄	滅失・毀損	・罹災証明書等の滅失又は毀損を証明する書類 ・滅失又は毀損した処分制限財産の写真	火事による消失、地震等の自然災害による損壊等
	道路拡張整備等に伴う取壊し	・道路拡張整備等を証明する書類	
	老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等	・法務局提出前の建物滅失登記申請書 ・代替施設の図面	
	立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄	・法務局提出前の建物滅失登記申請書 ・災害危険区域に指定されていることが分かる書類等	

移転	補助事業者の県内にある別の事業所に移設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録事項変更届</li> <li>・移設に係る費用の見積もり</li> </ul>	補助事業の目的を逸脱せず、移設後も補助目的を達成できる場合に限る
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要に応じて求める書類</li> </ul>	「処分事由が不可抗力によるものであるか否か」を主な判断基準とし、「経済的利得」の所在を副次的な判断基準として、事業に応じた判断を行うものとする

(県への報告)

第 11 条 処分制限財産を有する補助事業者が破産手続開始その他倒産手続開始の申立てがあった場合、法人を解散した場合、個人事業を解散した場合又は処分制限財産の差押えを受けた場合は直ちに県に報告するものとする。

附則

この取扱要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。